

## 鯖江市公式ホームページサイト自動翻訳サービス導入業務仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、鯖江市公式ホームページ（以下「本サイト」という。）において、多言語による情報提供を実現し、在留外国人および訪問者等が必要な行政情報を円滑に取得できる環境を整備するため、サイト自動翻訳サービス（以下「本翻訳機能」という。）を導入するにあたり、必要な機能要件、非機能要件、品質要件および運用要件を定めるものである。

### (定義)

第2条 本仕様における「自動翻訳」とは、機械翻訳エンジン（A I 翻訳を含む。）を用いて、本サイト上の日本語コンテンツを他言語へ自動変換する仕組みをいう。

2 翻訳文は参考情報とし、法的効力は日本語原文に帰属するものとする。その旨を各翻訳ページに明示できること。

### (基本方針)

第3条 本翻訳機能は、次の方針に基づき設計・構築する。

- (1) ボタン設置により多言語表示が可能であること。
- (2) 既存サイトの視覚的構造（見出し階層、段落構造、ナビゲーション）を保持すること。
- (3) 同一ドメイン内での表示を原則とすること。
- (4) JIS X 8341-3:2016 に整合し、AA相当のアクセシビリティ確保に配慮すること。
- (5) 翻訳データを外部学習に二次利用しないこと。

### (対応言語)

第4条 10言語以上に対応すること。

- 2 基本対応言語は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語を必須とする。
- 3 追加言語の拡張が可能であること。

### (翻訳対象範囲)

第5条 本サイト配下のHTMLページ全般を対象とする。

- 2 PDFはテキスト抽出可能な文書に限り対象とする。画像化PDFは原則対象外とする。
- 3 画像内文字列は原則対象外とし、対応可否および制限条件を事前に明示すること。
- 4 ログイン保護ページおよび入力フォームについては、対応可否および制限事項を提案書に明示すること。

### (機能要件)

第6条 受託者は、次の機能を実装する。

- (1) 言語切替UIの提供
- (2) 辞書登録機能（人名・地名・制度名・専門用語の訳語固定）
- (3) 訳文修正（ポストエディット）の反映および再利用
- (4) 多言語SEO対応（hreflang 設定等）

- (5) CMS更新への自動追従およびキャッシュ再生成
- (6) 日本語ページ数に制限なく翻訳できること。
- (7) メンテナンス可能なオンラインユーザー辞書機能を有し、csv等の一般的なファイル形式で辞書のインポート及びエクスポートができる機能
- (8) ログイン認証、パスワードのユーザー変更が可能であるなどのセキュリティ機能
- (9) 自動翻訳を開始する前に、自動翻訳であることの注意画面を表示する機能を持つこと。また、各ページに自動翻訳である表示をすること。
- (10) 翻訳時はTOPページに戻らず閲覧ページを翻訳できること。
- (11) ホームページ閲覧者にソフトウェア等のダウンロードやインストールが生じないこと。
- (12) アクセスログを解析できる機能をもつこと。
- (13) ホームページの利用者から翻訳の指摘に対し、翻訳の改善等の対策を適宜、講じること。

(品質基準)

第7条 本システムにおける翻訳は機械翻訳により実施されるものであり、翻訳結果は原文の内容、文脈、専門性等により変動する。そのため、個別の翻訳結果に対する正確性および誤訳率について一律の数値保証は行わないものとする。ただし、一般的な行政情報の提供を目的とした利用において、利用者が内容を理解する上で支障のない水準の翻訳品質を提供するものとする。また、必要に応じて特定用語の辞書登録等により翻訳精度の改善を行うことが可能である。

(性能要件)

第8条 言語切替時の平均応答時間は3秒以内（ネットワーク遅延を除く）。

- 2 同時100アクセス以上に対応できる構成とすること。
- 3 月間稼働率99%以上を確保すること。（セキュリティ要件）

(セキュリティ要件)

第9条 翻訳対象データを外部AIモデルの再学習に利用しないこと。

- 2 国内データセンターまたは同等水準のセキュリティ環境で運用すること。
- 3 ISMS等の認証取得、または同等の管理体制を証明すること。
- 4 通信はTLS1.2以上で暗号化すること。
- 5 Cookieおよびアクセスログの個人情報取り扱い方針を明示すること。

(データ帰属および可搬性)

第10条 辞書データ、ポストエディット修正情報および利用統計データは本市に帰属する。

- 2 契約終了時、本市指定形式により無償でエクスポート可能であること。
- 3 特定事業者への恒久的依存が生じない構成とすること。

(管理・分析機能)

第11条 言語別アクセス数および翻訳利用状況を確認できるダッシュボードを提供すること。

- 2 辞書データのCSV入出力が可能であること。

(保守)

第12条 年次保守を含むこと。

2 法令改正、制度名称変更等に伴う辞書調整に対応できること。

3 訳質改善の提案を年1回以上実施すること。

(導入前検証)

第13条 提案者は、本市指定の代表ページ(10~20URL)により事前検証を行うこと。

2 想定誤訳例および辞書登録提案を提出すること。(提案書記載事項)

(提案書記載事項)

第14条 提案者は、次の事項を明示すること。

(1) 対応言語一覧

(2) 翻訳エンジン構成(AI翻訳の有無を含む)

(3) セキュリティ設計

(4) 自治体・公的機関導入実績